

ひとり親家庭支援制度のご案内

ひとり親家庭等医療費支給制度

支払った医療費の一部が、受給資格証の提示もしくは申請に基づき支給される制度です（所得制限があります）。

- 対象**／①母子家庭の母と児童
②父子家庭の父と児童
③父母のいない児童とその養育者
④父（または母）に一定の障害がある児童とその父（または母）を監護する母（または父）
⑤その他、児童扶養手当の支給要件に準ずる
- ※児童とは、18歳になった後の最初の3月末までの児童（一定の障害がある児童は20歳未満）

JR通勤定期乗車券割引制度

児童扶養手当を受給している場合、JRの定期乗車券を3割引で購入できます（通勤定期乗車券に限り、学割等との併用はできません）。

- 対象**／児童扶養手当受給者または同一の世帯員で、通勤定期乗車券を必要とする方（学生・全部支給停止の方は対象外）

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、生活の支援を行う観点から、給付金を支給します。

- 対象**／次の①～③のいずれかに該当する方
- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給された方（令和3年5月11日支給済）
 - ②公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止となる方
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

給付額／児童1人につき 5万円
※児童とは、基準日（令和3年3月31日）時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）
申請期限／令和4年2月28日（月）
※郵送の場合は必着

対象に該当するかの確認方法や、申請方法等の詳細は右のコードから市ホームページをご確認ください。



児童扶養手当現況届の臨時受付窓口では、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の相談、受け付けも行います。

☎／こども未来課 ☎463-2834

児童扶養手当

新たに申請される方

- 対象**／18歳になった後の最初の3月末までの児童または20歳未満で一定の障害のある児童のうち、次のいずれかに該当する児童を養育している父母、または養育者に支給されます。
- ①父母が離婚した児童
 - ②父または母が死亡した児童
 - ③父または母に一定の障害がある児童
 - ④父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑤父または母の生死が明らかでない児童
 - ⑥その他（未婚で生まれた児童、父または母が1年以上養育をしていない児童など）

※一定の所得制限があり、資格を有していても支給が停止になることがあります。

すでに受給されている方

毎年8月に現況届の提出が必要です（対象となる方には個別に通知します）。なお、現況届が提出されない場合、11月分以降の手当は支給されませんのでご注意ください。

児童扶養手当の支給額や申込方法等の詳細は右のコードから市ホームページをご確認ください。



児童扶養手当は支給開始等からおおむね5年を経過すると一部支給停止措置が実施されます

ただし、次の①～④に該当する方などは、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書等の必要書類を提出していただければ、措置は適用されません。

- 対象**／①就業している方 ②求職活動している方
③身体または精神に障害がある方 ④負傷または病気で就業が困難である方 など
- ※対象者には個別に通知しています。

●現況届および低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の臨時受付窓口を開設します

日時／8月10日（火）、13日（金）
午前8時30分～午後8時
8月15日（日）
午前9時～正午
会場／こども未来課窓口

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

対象／高等職業訓練促進給付金を受けている方
貸付種類／入学準備金、就職準備金
※詳しくはお問い合わせください。
☎／埼玉県社会福祉協議会 ☎824-3370